

二次創作に関するガイドライン

本ガイドラインは、当社が権利を有する公式キャラクターを用いた二次創作活動に関するルールを定めるものです。

二次創作物（二次的著作物を含みますが、これに限られず、当社キャラクターに依拠して作成された著作物を総称したものをいいます。以下同じ。）を作成し、公表したいと考える方は、本ガイドラインの内容を遵守いただくようお願いいたします。

当社は利用者に対し、本ガイドラインに従うことを条件として、非独占・譲渡不可・再許諾不可の利用を許諾するものとします。

第1条（本キャラクター）

本ガイドラインの対象となるキャラクターは、当社イメージキャラクター：夢緒 える及び当社マスコットキャラクター：たるすけ（以下、「本キャラクター」といいます）です。

第2条（許諾の範囲）

以下の利用について、非営利かつ無償の場合に限り、許諾します。

- (1) 本キャラクターをそのまま Web サイト、ブログ、SNS で紹介すること
※ただし、著作権者である「株式会社イマジカデジタルスケープ」又は本キャラクターの名前のクレジット表記をしてください。
- (2) 本キャラクターの自作絵（デフォルメ、服装変更は可）・自作絵のマンガ・アニメ等の動画の作成、公開（公衆送信、上映、展示）すること
- (3) 本キャラクターのフィギュア・ぬいぐるみ等の立体物の作成、展示
- (4) 本キャラクターのコスプレ活動
- (5) 利用者が作成した本キャラクターの二次創作物のタイトル、説明文等に本キャラクターの名称の全部または一部を使用し、または当該二次創作物に本キャラクターの名称の一部を用いた独自の名称を付与すること。

第3条（禁止行為）

利用者は、前項の利用にあたり、以下の各号に掲げる行為をしてはなりません。各号に該当する行為があった場合、当社の利用者に対する利用の許諾は自動的に終了するものとします。

- (1) 第三者の知的財産権その他一切の権利及び名誉を侵害する行為
- (2) 本キャラクターの名誉・品位傷つける行為
- (3) 公序良俗に反する行為や目的、暴力的な表現、反社会的な行為や目的、特定の信条や宗教、政治的発言のための利用行為

- (4) 本キャラクターの公式商品であるかのような誤解を招く利用行為
- (5) 営利目的及び有償での利用行為
- (6) その他、当社が不適切と判断する行為

第4条（当社による二次創作物の利用）

当社は、利用者が作成した二次創作物について、その紹介や当社の事業の広告・宣伝を目的として、利用態様等の制限なく、無償で利用させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

第5条（本ガイドラインの変更）

当社は、いつでも、本ガイドラインの内容を変更できるものとします。本ガイドラインの変更は、本ガイドラインがWebサイト・SNS等に掲載された時点で有効とし、本ガイドラインの変更後に本キャラクターの利用を行った場合には、変更後の本ガイドラインに同意したものとみなされるものとします。